

# 熱中症予防管理教育のご案内

公益社団法人福井県労働基準協会福井支部・奥越支部

☎0776-54-3323

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号「改正省令」）により、令和7年6月1日から施行されました熱中症対策の強化の取組につきましては、これまでの「職場における熱中症予防基本対策要綱」に連絡体制の整備が追加され、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けされることとなりました。同通達上、労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行うことを求めています。本教育は、この「熱中症予防管理」の労働衛生教育として実施します。

日時	令和8年6月15日（月） 9：25～15：50			
会場	福井県中小企業産業大学校（大教室） 福井市下六条町 16-15 0776-41-3775			
カリキュラム	[学科] ・熱中症の症状（1時間） ・熱中症の予防方法（1.5時間） ・緊急時の救急処置・熱中症の災害事例（1.5時間） ・熱中症予防管理者等の業務<関係法令を含む>（1時間）			
定員	80名（定員になり次第募集を締め切ります） 募集状況はHP上で確認できます			
受講料	会員は、受講料より税込2,000円割引しています			
	区分	受講料（内消費税10%）	福祉代（内消費税10%）	合計（内消費税10%）
	会員	6,800（618）	1,760（160）	8,560（778）
	非会員	8,800（800）	1,760（160）	10,560（960）
	【適格請求書発行事業者名：公益社団法人福井県労働基準協会 登録番号 T5-2100-0500-0036】			
登録番号	①裏面の受講申込書でお申込みください。（FAX、窓口）			
受講手続き	②受付後、当支部から受講番号を記入した受講票と請求書(印)を郵送しますので講習開始2週間前までに受講料を指定口座にお振り込みください。 （振込手数料は振込者負担）（窓口現金でも可能）			
	振込口座	福井銀行 福井中央支店 普通預金 1024211		
	口座名義	シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイフクイシブ 公益社団法人福井県労働基準協会福井支部		
	住所 (連絡先)	〒910-0829 福井市林藤島町 20-1-3 福井県立福井産業技術専門学院内 TEL 0776-54-3323 FAX 0776-54-3325		
留意事項	① キャンセルの場合、原則として受講料は返金いたしません。但し、講習開始5営業日前までに連絡をいただいた場合に限り、振込手数料を差引いて返金いたします。やむをえず受講できない場合は前日迄に連絡いただき、他の人がかわって受講されても差し支えありません。 ② 令和3年4月1日から労働安全衛生法の免許様式が変わりました。氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称名を併記できるようになります。ご希望の方は、戸籍抄本、住民票など確認ができる書類の添付が必要になります。			

